

大和川下流部流域治水部会規約

(設置)

第1条 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第3条第4項に基づき「大和川下流部流域治水部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大和川下流部において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を部会に求めることができる。

(部会の実施事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 大和川下流部で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年7月30日から施行する。

本規約は、令和4年3月25日から施行する。

大阪府都市整備部河川室長

大阪市長

堺市長

八尾市長

松原市長

柏原市長

羽曳野市長

藤井寺市長

東大阪市長

近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部施設部施設部長

近畿地方整備局大和川河川事務所長